

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成25年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成25年3月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第8号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第9号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第10号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第11号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第13号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第14号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第15号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第16号 太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第17号 太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第18号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第19号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第20号 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業基金条例を廃止する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第13 議案第21号 太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第22号 太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第23号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第16 議案第24号 太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標

識に関する条例の制定について（建設経済常任委員会）

- 日程第17 議案第25号 太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第18 議案第26号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第19 議案第27号 太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第28号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 議案第29号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 議案第30号 太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 議案第31号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第24 議案第32号 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第33号 平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第26 議案第34号 平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第27 議案第35号 平成25年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第28 議案第36号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第29 議案第37号 平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第30 議案第38号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第31 議案第39号 平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第32 議案第40号 平成25年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第33 議案第41号 平成25年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第34 議案第42号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

- 日程第35 議案第43号 平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第44号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第38 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 請願第1号 総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願（総務文教常任委員会）
- 日程第40 請願第2号 太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書（総務文教常任委員会）
- 日程第41 意見書第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書
- 日程第42 議員の派遣について
- 日程第43 閉会中の継続調査申し出について
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 議席の変更について
- 追加日程第4 副議長の選挙について
- 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	陶山良尚	議員	2番	神武綾	議員
3番	上疆	議員	4番	芦刈茂	議員
5番	小嶋真由美	議員	6番	長谷川公成	議員
7番	藤井雅之	議員	8番	原田久美子	議員
9番	後藤邦晴	議員	10番	橋本健	議員
11番	不老光幸	議員	12番	渡邊美穂	議員
13番	門田直樹	議員	14番	小柳道枝	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	福廣和美	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大田勝義 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	木村甚治	総務部長	三笠哲生
市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	坂口進
建設部長	神原稔	会計管理者併 上下水道部長	今泉憲治

教育部長	古野洋敏	総務課長	友田浩
経営企画課長	石田宏二	市民課長	原野敏彦
福祉課長	大藪勝一	都市整備課長	今村巧児
上下水道課長	松本芳生	教務課長	井上均
監査委員事務局長	関啓子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	齋藤廣之	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	花田敏浩
書記	力丸克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第8号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）

○副議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第8号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第8号「市道路線の認定について」審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、宅地開発行為により道路用地の帰属を受けた道路、坂口1号線と、宅地造成により新設された道路用地の寄附を受けた道路、市の上6号線です。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査をいたしました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第8号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2と日程第3を一括上程

○副議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第2、議案第9号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」及び日程第3、議案第10号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託していただきました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第9号及び議案第10号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第9号の「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定」につきましては、公募を行った結果、5社から応募があり、太宰府市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、株式会社テクノ・コーポレーションを指定管理者の候補者として指定するものであり、その指定期間については平成25年7月1日から平成29年3月31日までの3年9カ月間との説明を受けました。

委員からは、利用者から苦情や意見などが上がってきた際に指定管理者との連絡手段はきちんと担保されてあるのか、保護者が手配していたおやつ今後の準備、保護者会の継続の有無などについて質疑があり、執行部からは、定期的な指定管理者との打ち合わせについては行政だけでなく、保護者と指定管理者間についても密に行っていく、おやつの購入等は全面的に指定管理者にお願いしていき、保護者会そのものは今後も残るということで同会会長と協議しているなど意見がありました。

その他関連質疑を終え、討論では、昨年12月議会において学童保育所の指定管理者制度導入そのものにも反対しており、本提案にも関連性があるためとして反対討論が1件ありました。

討論を終え、採決の結果、議案第9号は委員の多数賛成で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について」、これは昨年12月議会において全部改正が可決され、平成25年4月1日施行であった条例を今回一部改正する必要が生じたものであります。その内容は、昨年

9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改め、また交付の目的を調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費に充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとなったこと等、説明を受けました。

委員から質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第9号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」討論を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 議案第9号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」、反対の立場から討論を行います。

反対理由の1点目は、児童福祉施設である学童保育所に指定管理者制度を導入することに問題があることです。学童保育所の役割は今、共働き家庭のみでなく、ひとり親家庭のセーフティネットとしての役割も果たしています。太宰府市の学童保育所は公設公営として福岡県内4自治体になったうちのひとつで、安定した運営を行ってこられました。最近では、待機児童の解消として第二学童を増設するなどの対応をとり、また障がいのある子については加配をつけるなど手厚い対応を敏速に行い、その中で指導員の方が子どもや保護者と信頼関係を築き、子どもの放課後の居場所としての機能を発揮してきました。そんな中、今回指定管理の導入が進められました。民間の経営ノウハウを最大限に発揮し、指導員の不安定雇用や低賃金、職員の定着の困難さなどが生じる指定管理制度を学童保育に導入することはなじまないと全国的に再検討する自治体もあり、減ってきている現状に逆行しています。

2点目ですが、事業者の選定について問題があることです。今回指定の事業者は一般労働者派遣事業、有料職業紹介事業として託児所、保育所への人材派遣、学童を初め子ども広場の指定管理などで全国的に事業展開しています。市は選定理由の中で、県内でも学童保育所の運営実績を持っていると評価し、現在代行中の他市町を調査したところ、良好であるという結果を得ていると述べられています。しかし、他市では指導員が頻繁に入れかわり、子どもが行きた

がらず児童がゼロ人になった学童もあり、全体的にも利用児童数が1年間で1割近くの減少になっています。また、指導員と保護者会がしっかりとスクラムを組み、子どもたちを育ててきた環境が薄れ、保護者会も消失しています。保護者、子どもたちの立場から見て、良好な業者であると言えるのか、疑問です。

太宰府市内の施設の指定管理は、市の意向に沿った事業を展開する点から、図書館、ルミナス、太宰府館、文化ふれあい館を文化スポーツ財団に随意契約しているにもかかわらず、代行できるNPO法人、または地域運営委員会などが市内にないという理由で、保育に欠ける児童の学童保育所を公募により民間業者に代行させることについて納得がいきません。保護者や指導員の方にNPO法人を立ち上げる働きかけを行ったり、社協へ代行も考えられたのではないのでしょうか。

以上のことから、学童保育所への指定管理者導入には問題があると考え、市は子どもたちの放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図るため最大限の努力と責任を果たす立場から、現時点で引き続き市の直営で運営することを求め、日本共産党太宰府市議団の藤井雅之議員とともに反対の立場を表明いたします。

○副議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○副議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第9号は可決されました。

〈可決 賛成14名、反対2名 午前10時10分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第10号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の全部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第11号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○副議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会と環境厚生常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本案は、滋賀県大津市の中学生自殺事件を契機にいじめ対策が喫緊の課題となっていることから、太宰府市いじめ問題等対策委員会を新たに設置するため条例の一部を改正するものです。

これは、本市のいじめ問題や不測の事態が起きた際に、客観性の高い検証評価や解決に向けての調査を実施し、その対応策を審議することを目的として設置するもので、弁護士や臨床心理士等7人以内の委員で構成され、緊急会議のほか、年2回程度定例会議が開催されるなど、説明を受けました。

委員からは、対策委員会の開催方法や委員の構成などについて執行部へ確認がなされました。

その他関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第11号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、審査の内容と結果をご報告いたします。

本議案は、太宰府市地域福祉計画策定委員会を太宰府市地域福祉推進委員会に改正するもの

で、計画を策定するだけでなく、進行管理もお願いすることになったことから、機関の名称、担当する事務を改正するものと説明を受けました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第11号の報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第11まで一括上程

○副議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第19号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託していただきました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第13号から議案第19号まで

ついて、一括して、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は障害者自立支援法の題名改称及び条文改正によって生ずる条項ずれに伴い、改正を行うものです。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は、職員の通勤手当の支給要件について、現在片道通勤距離1 km以上を対象としているところを、国に準じ、2 km以上に改めるものです。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が改正され、条例の一部改正が必要になったものであります。

その内容は、県の条例改正内容を考慮し、また近隣市との協議により、入居者の資格における収入基準を21万4,000円以下に変更するもの、住宅面から子育てを支援するため新婚世帯や同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある世帯を裁量階層に追加、拡大するものなどであるとの説明を受けました。

委員の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定について」、これについても地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が改正されたことに伴い、条例を定める必要が生じたものであります。

公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で整備基準を条例で定め、行わなければならないため、旧公営住宅整備基準の内容を参考に本条例を制定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、これは平成24年5月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法により、市町村対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとされたため、既に策定済みの設置規定を廃止し、新たに条例を定めるものであります。

委員の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」、これは

ふれあい館の部屋使用区分を利用される方の利便性の向上を図るために改正するもので、主な内容としましては利用時間の設定を従来は半日単位だったものを1時間単位に料金設定し、2つある実習室については複数に区分して使用可能な現状に合わせ、料金の使用区分の改定を行うものです。

また、当初本年4月1日運用開始に向け、準備していた施設予約システムの入れかえについては、システムの構築、調整等に時間を要し、10月1日を目途にすることに変更となった旨、追加説明を受けました。

関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、これは本年4月1日付で予定されている機構改革に伴い、課の新設及び課名の変更がなされるため、市議会委員会条例及び都市計画審議会条例の一部改正を行う必要が生じたため、条例制定を行うものであります。

委員の質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時23分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第14号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時23分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第15号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時24分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号「太宰府市営住宅整備の基準に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時25分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第17号「太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時25分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第18号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時26分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第19号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第19まで一括上程

○副議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第12、議案第20号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について」から日程第19、議案第27号「太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第20号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について」から議案第27号「太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」まで、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第20号です。

本議案は、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業について、平成24年度をもって清算金の清算事務が終了するため、条例を廃止するものです。

清算金の納付については、分割納付の方の最終納期限を平成25年3月29日とされております。出納整理期間に納付があった分についても基金へ積み立てを行うことから、条例の施行日

を平成25年6月1日としているとの補足説明を受けました。

本案に対して、さしたる質問はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第20号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号です。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法が改正され、これまで国で定めていた道路等に関する技術的基準を市が道路管理者である市道における道路の構造の技術的基準について、国の基準である道路構造令に定められている基準を参酌し、条例を制定するものとの説明を受けました。

また、本条例では高齢者や障がい者の方々が安心して生活できるよう歩道環境整備に関する基準を独自に定めていることなど、条文の説明を受けた後、審査を行いました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第21号「太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号です。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、特定道路のうち市が道路管理者である移動等の円滑化のために必要な構造基準について移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌し、条例を制定するものとの説明を受けました。

また、階段の高さ、視覚障がい者誘導用ブロックの大きさについては独自の基準を定めていることなど、条文の説明を受けた後、審査を行いました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号「太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号です。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法が改正され、市が道路管理者である市道に関する道路標識の寸法について、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌し、条例を制定するものとの説明を受けました。

本案については省令と同様の基準で定められており、条文の説明を受けた後、審査を行いました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第23号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号です。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法が改正され、市が道路管理者である市道の附属物である有料の自動車駐車場及び自転車駐車場に設ける駐車場料金等を表示するための標識について、道路法施行規則を参酌し、条例を制定するものとの説明を受けました。

本案については省令と同様の基準で定められておりますが、利用者の利便性向上のため、表示方法について独自基準を設けていることなど、条文の説明を受けた後、審査を行いました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第24号「太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号です。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により河川法が改正され、準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準について河川管理施設等構造令を参酌し、条例を制定するものとの説明を受けました。

条例案に対する質疑では、市内に市で管理する準用河川について質疑があり、大谷川、山浦川、北谷川、内山原川、汐井川の5河川が準用河川で市の管理であることを確認しました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第25号「太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号です。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで都市公園法に定められていた都市公園の設置基準や規模等、また高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定められていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準等について、都市公園法施行令、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌し、条例の一部を改正するものとの説明を受けました。

条例案に対する関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第26号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号です。

本議案は、市職員の例に合わせて企業職員の通勤手当の支給要件を定めるもので、内容は本年4月1日から現行で片道1km未満の者は支給しないと規定しているもの、これを2kmに改めるものです。

質疑では、この改正によって何名の職員が該当し、どのくらいコスト削減ができるのか、またこの改正の理由について質疑があり、執行部から、4名が該当し、年間で4万8,000円が減額

となる、改正理由は国の基準に合わせて改正するものであるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第27号「太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第20号から議案第27号についての報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第27号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第20号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時40分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第21号「太宰府市道路構造の基準に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時40分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第22号「太宰府市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時41分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第23号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時42分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第24号「太宰府市道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時42分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第25号「太宰府市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時43分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第26号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時43分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第27号「太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20から日程第22まで一括上程

○副議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第20、議案第28号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第30号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託していただきました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[14番 小柳道枝議員 登壇]

○14番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第28号から議案第30号について、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第28号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。

本議案は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律に改正になったことに伴いまして、条例に引用しておりました法律名及び同法第5条の項番号を改正するものとの説明を受けました。

委員からの質疑はなく、討論はなく、採決の結果、議案第28号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について」及び議案第30号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」は関連がございますので、一括して審査を行いました。

本議案は、介護保険法が改正されたことにより、それまで介護保険法や厚生労働省令に定めてあった地域密着型サービス事業者の指定の基準及び設備、運営の基準などを市町村の条例で定めることになり、地域密着型サービス事業者は介護事業者と予防事業者の2種類の指定を受けなければならないことから、条例を2つに分けて制定するものです。

条例制定に当たりましては、関係するサービス事業者等に意見を聴取し、また全てを条例化する方法と厚生労働省令を準用する方法との2つの方法がありましたが、全文を条例化することよりは独自基準のみを条例化し、それ以外は準用したほうがわかりやすいとの判断から厚生労働省令を準用し、独自基準のみを条例化した形で条例を制定いたしました。

なお、太宰府市の独自基準の主なものにつきましては、省令では災害対策として「非常災害に関する具体的計画」というところを「火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画」と災害の種類ごとにより実効性の高い災害対策計画を立てるように基準を設けたとの説明を受けました。

これについて委員からは、火災について具体的な計画が既に出されているのか、これから指導していくのか、また消防署などが中に入って確認しているのかなどの質疑があり、執行部からは、もともと省令に同じ項目があり、非常災害に関する計画はもともとあるが、いろいろな災害の種類に合わせてつくってもらいたいということで条例を上げているので、それについてはこれから指導していきたいという説明を受けました。福祉施設については消防署が年に1回の確認をいたしており、また2月には他県でのグループホームの火災を受けて改めて消防署と職員が同行して確認いたしましたとの回答がありました。

また、討論の中で、施設の設備に関しましては入所者が知らない間に出ていくなどの対策のため、出入り口への監視カメラが設置されていないところがあればつけるように努力をさせていただきたいという意見が出されました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第29号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第30号につきましても委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第28号から議案第30号の報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第28号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第29号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第28号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時52分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第29号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時53分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第30号「太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第31号 平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○副議長（橋本 健議員） 日程第23、議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第31号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項7目公共施設整備基金積立金1億382万4,000円の増額補正、その財源として歳入の16款に県施工の道路改築工事に伴う市有地売り払い代金として824万円、20款に雑入としてサマージャンボ宝くじ交付金9,558万4,000円が計上されております。

また、今回の補正により積立金の年度末決算見込み額は約3億7,500万円になるとの説明を受けました。

次に、2款2項1目歴史と文化の環境整備事業基金積立金340万円の増額補正、これは充当される歳入の1款歴史と文化の環境税が当初予算額より決算見込み額が上回る見込みであるため、その差額が同額計上されております。

次に、歳入の主なものとしましては、19款1項1目の前年度繰越金1,299万6,000円の増額補正、これは今回の財源補正として充当するもので、今回の補正により充当残は約6,700万円となります。

次に、第2表繰越明許費補正に計上されている主なものとしましては、いきいき情報センター駐車場整備事業（用地購入）1億3,265万4,000円、総合体育館建設事業5,700万円などであります。

審査は、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

質疑を終え、討論では、第2表の総合体育館建設事業の繰越明許費補正については不本意ではあるが、他の補正予算案については賛成であるため全体を通して賛成であるとする、2件の賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第31号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、今回の当委員会所管分の補正予算は、歳出と繰越明許費の補正となっております。

まず、歳出の8款4項5目下水道事業費の公営企業関係費下水道事業会計負担金1,058万3,000円、下水道事業会計補助金641万9,000円、合計1,700万2,000円が減額補正されております。これは、平成24年度の確定見込みが算定されたため減額するものです。

次に、繰越明許費補正です。

当委員会所管分は6件あり、土木費の土木管理費、ため池施設改修事業、同じく土木費の道路橋梁費、都府楼駅前広場整備事業ほか2事業、同じく土木費の都市計画費、景観地区、地区計画等関連基礎調査事業ほか1事業です。

繰り越しの理由といたしましては、事務手続や相手方との協議に時間を要していること、工事請負業者との契約解除により、工事契約の再入札等が発生し、工期に不足を生じるためなどによるものであります。

執行部から補足説明を受け、委員からの質疑はなく、討論において委員から、太宰府は今年

度市制30周年を迎えたが、市制50周年に向けての議論を市民も含めて行う必要があると考えており、太宰府市が市制50周年に向けてどういう政策をどういう順位でやるかという議論をもっとすべきと考えているという意見がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第31号の建設経済常任委員会所管分については、当委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会所管分の報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 続きまして、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第31号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と、その結果をご報告いたします。

当委員会所管分といたしましては、3款1項1目社会福祉総務費の特別会計関係費1,784万6,000円の増額補正、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置や、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国、県からの負担金を一般会計に受け入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰り出す法定繰出金の確定に伴いまして1,784万6,000円を増額補正するものであります。

財源につきましては、保険基盤安定制度負担金として国の負担が126万9,000円、県の負担が1,211万5,000円計上されております。

次に、3款1項2目老人福祉費の高齢化社会対策費412万5,000円の増額補正、これは地域介護・福祉空間整備事業費補助金として412万5,000円の増額補正を計上するものです。この補助金は、地域密着型サービス事業者の整備に要する費用について補助をするもので、今年度は補助の対象として小規模多機能型居宅介護事業所にスプリンクラーなどの設置が追加され、このほど市内3カ所の全ての事業所が3月末までにこの制度を利用し、整備することになりましたので増額補正することになりました。

財源については、介護基盤緊急整備補助金として歳出と同額の412万5,000円が歳入に計上されているとの説明を受けました。

これについて委員から、小規模多機能型居宅介護事業所以外の施設の整備状況や今後施設が新設された場合でも利用できるのかなどの質疑があり、執行部からは、グループホームについては既にこの補助金を利用してスプリンクラーの設置は完了しているとのこと、いつの時点ということにもよるが、平成25年度も補助は利用できるとの回答がなされました。

次に、3款3項1目生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費953万6,000円の増額補

正、平成23年度の国庫負担金や生活保護関係の支援対策事業費の国庫補助金の交付額の確定に伴い、生活保護負担金精算返還金950万7,000円、生活保護費補助金精算返還金を2万9,000円の超過交付額を返還するものであります。

委員から、現在の生活保護の扶助人数についての質疑があり、執行部からは、平成25年1月末現在で世帯数が505世帯、人員といたしましては651人との回答がなされました。

次に、4款1項2目保健予防費、予防接種関係費1,600万円の増額補正、これは昨年9月よりポリオ予防接種ワクチンが従来の生ワクチンから不活化ワクチンへの全面的切りかえに伴い、接種回数の増加や集団接種から各医療機関への個別接種などの変更に伴いまして、11月からジフテリア、百日ぜき、破傷風の3種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた4種混合ワクチン接種が開始されました。4種混合ワクチンの供給不足から、11月以降も単独で不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを継続していること、また高齢者用のインフルエンザワクチンの接種者も増加いたしましたこともあり、1,600万円の増額補正を計上するとの説明を受け、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第31号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第31号の当委員会所管分の報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時07分〉

○副議長（橋本 健議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○副議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第32号 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○副議長（橋本 健議員） 日程第24、議案第32号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生委員会に審査付託されました議案第32号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,784万6,000円を追加補正がなされております。その内容といたしましては、歳出2款1項1目一般被保険者療養給付費について、執行状況などを参考に今後の所要額を試算したところ、インフルエンザ流行の懸念もあり、不足が見込まれましたので、不足額として1,784万6,000円の追加補正するものであります。

歳入につきましては、国、県からの負担交付決定通知に伴いまして、保険基盤安定制度繰入金の前払軽減分として1,530万7,000円、保険者支援分といたしまして253万9,000円の追加補正するとの説明を受けました。

これについて委員から、医療費削減としてジェネリック医薬品のPRや切りかえの状況などの質疑があり、執行部からは、切りかえ促進として平成24年1月より薬剤などを処方された方を対象に月1回300件抽出し、切りかえについての通知をいたしたり、広報などの周知をしているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第32号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時23分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25と日程第26を一括上程

○副議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第25、議案第33号「平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第26、議案第34号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託してありました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

[9番 後藤邦晴議員 登壇]

○9番(後藤邦晴議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第33号「平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第34号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものを報告いたします。

収益的収入におきましては、給水収益について当初予算の見込みより0.8%増加が見込まれることから844万円が増額となり、収益的支出におきましては、入札減等により合計408万5,000円が減額となっています。

資本的収入におきましては、松川3号配水池の移設工事が本年1月に完了したことによる工事費の清算の結果、県の工事負担金5,074万5,000円が減額となり、資本的支出におきましては工事請負費の入札減、万葉台地区の配水方式の見直しによるコストダウンによりまして1億8,916万5,000円が減額となっています。

以上、補正予算書3ページからの実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第33号については委員全員一致で原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものは、収益的収入におきましては、下水道使用料について、水道事業と同様に汚水量の増加によって当初見込みより1.1%、1,306万8,000円の増額。次に、建設改良費の入札減、借入利率の減少によって、これを算定基礎としている他会計負担金が1,058万3,000円の減額、他会計補助金が692万円の減額となっています。

収益的支出におきましては、流域下水道維持管理費について、汚水量の増加に伴う負担金534万1,000円の増額、起債の借入利率の減少により支払い利息が968万9,000円の減額、それから消費税及び地方消費税については本年度中に支払い予定の工事費の大幅な減少で仮払消費税の額が大きく減少し、納税額が増えることとなるため、800万円が増額となっています。

資本的収入におきましては、流域下水道の建設企業債について1,780万円の増額、市街化区域内における受益者負担金360万7,000円、市街化調整区域と北谷、内山地区の準都市計画区域、これらに係るその他負担金185万8,000円がそれぞれ増額となり、資本的支出におきましては企業会計システム購入に伴う入札減により491万4,000円が減額となっております。

このほか、全般にわたって水道事業会計と同様、執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第34号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第33号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第34号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第33号「平成24年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時30分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第34号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27から日程第33まで一括上程

○副議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第27、議案第35号「平成25年度太宰府市一般会計予算について」から日程第33、議案第41号「平成25年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第35号「平成25年度太宰府市一般会計予算について」から議案第41号「平成25年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月25日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所管部長から概要説明を受け、3月13日、14日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、予算の概要及び編成方針について、市長の提案理由説明の中で、我が国の経済情勢は現在もデフレ現象は続いており、経済的には依然として多くの懸念材料が存在するものの、新

政権の緊急経済対策への期待感から、緩やかな円安への進行や株価の上昇など、今後の我が国の経済にも明るい兆しが見え始めているとのことであります。

平成25年度の予算編成に当たっては、第五次総合計画における行政目標の早期実現を図ることを最優先課題とし、また福祉、教育、環境対策の充実を重点施策として、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に事業をゼロベースから見直し、経費全般について徹底した節減合理化を図りながら限られた財源の有効配分に努めたとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成25年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

また、今回から試行的に意見交換という形で委員間の自由討議を取り入れながら審査を行いました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして、十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第35号「平成25年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

平成25年度の一般会計予算総額は211億9,056万7,000円で、平成24年度の当初予算と比較しますと7億9,076万5,000円の増、約3.9%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細、諸調書についても詳細に審査を行いました。

一般会計予算案について質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、議案第35号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第37号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第38号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第39号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について、審査を終わり、委員会採決の結果、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号の各特別会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第40号「平成25年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第41号「平成25年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第40号、議案第41号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第35号「平成25年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 「平成25年度太宰府市一般会計予算について」討論をさせていただきます。

討論に入ります前に、一般会計、特別会計、公営企業会計の予算審査の資料請求に当たりまして対応していただきましたことに御礼申し上げます。

平成25年度一般会計予算案は、先ほどの委員長報告でもありましたが、総額211億9,056万円余り、対前年度当初比3.9%増で過去最大の内容であります。国政においては新政権がデフレからの脱却を目指し、矢継ぎ早に三本の矢と言われる、金融緩和、大型開発、規制緩和を推し進めていますが、それらの経済政策が既に過去の対策において破綻をしていることはこれまでの歴史が証明していることだと考えます。そして、その影響により、ガソリンや小麦などの価格上昇が生活者の市民の賃金が上がらないもとで発生し、今既に生活を直撃していますが、多くの市民の方が生活に苦しむ実態を顧みようとせず消費税を2014年には8%、2015年に10%にと、増税を何が何でも実施しようとしています。

また、暮らしや農業、地域経済を破壊し、医療や日本の先進的制度である国民皆保険制度を破壊する国の主権まで売り渡そうとするTPPへの参加に道を開く交渉参加も表明いたしました。国の政治がひどいときだけに今こそ住民の暮らしと福祉を守る防波堤としての役割を果たす自治体、太宰府市政の真価が問われています。長引く不況のもとで貧困と格差が拡大し、雇用、医療、福祉、産業、農業など、あらゆる分野において市民生活の苦悩が広がっています。予算はこれらの市民の苦しみを解決し、暮らしと地方自治、経済を立て直すものでなければなりません。今回の予算案を見ても、小学校への図書館の図書司書の配置、市民図書館との連携強化などは私たちの会派としても歓迎している内容であります。しかし、大きく次の2点で今

回提案されております一般会計予算には反対をいたします。

まず、国保税の問題です。国保特別会計の審査でも、本市における資格証明書を発行されている430世帯のうち394世帯が所得200万円以下という状況が明らかになりました。国保については、国の動向も見定めていく部分が今後も含まれていると思いますが、現状の市町村国保で運営されているということを鑑みたときに近隣自治体でも行われております一般会計からの国保会計への法定外繰り入れも判断するべきときに来ていると考えますが、今回の予算案ではその措置が見られません。

次に、同和対策事業について、特別措置法が終結したにもかかわらず太宰府市においては扶助費の支給が予算化をされ、運動団体への補助金も継続されています。扶助費の支給見直し等も運動団体と協議が進められている状況というのは理解をしておりますが、予算案に提案されている部分については容認をすることができません。

以上の理由から、平成25年度一般会計予算案については同会派である神武綾議員と反対を表明することを申し上げまして、討論を終わります。

○副議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○副議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前11時41分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第36号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時42分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第37号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時43分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第38号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時43分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第39号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時44分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第40号「平成25年度太宰府市水道事業会計予算について」
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時44分〉

○副議長（橋本 健議員） 次に、議案第41号「平成25年度太宰府市下水道事業会計予算につい
て」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○副議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34から日程第36まで一括上程

○副議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第34、議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日  
程第36、議案第44号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」までを一括  
議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 平成25年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算3件の議案のご審議をお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号から議案第44号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億6,131万2,000円を追加をいたしまして、予算総額を225億5,746万5,000円をお願いをするものでございます。

これは、国の緊急経済対策といたしまして創設をされました地域の元気臨時交付金への対応といたしまして、平成25年2月26日付で成立をいたしました平成24年度補正予算（第1号）の対象となります平成25年度以降に執行予定の事業につきまして前倒しして計上させていただくものでございます。

内容といたしましては、平成25年度当初予算に計上しております社会資本整備総合交付金事業に伴います道路改良事業や公園改良事業、また平成26年度以降に計画をしています学校施設大規模改造事業のうち小・中学校のトイレ改良工事費、並びに福岡地区水道企業団が国の補正予算に伴い、前倒しして実施する事業等に対する出資金を計上させていただいております。

あわせて、今回補正予算といたしまして計上させていただきました事業等につきまして、平成25年度へ繰越明許費を計上させていただいております。

次に、議案第43号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、一般会計と同様に、平成25年度に予定をいたしておりました内山地区の下水道新設工事を前倒しし、総額2,200万円を増額するものでございます。

補正の内容といたしましては、第4条に定めております資本的収支におきまして、企業債、国庫補助金及び建設改良費をそれぞれ増額し、あわせて企業債の限度額を改めるものでございます。

次に、議案第44号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7,760万円を減額をし、予算総額を211億1,296万7,000円をお願いをするものでございます。

これは、先ほどご説明をいたしました国の緊急経済対策の対応といたしまして平成24年度一般会計補正予算（第5号）として計上していましたが平成25年度当初予算から減額するための予算計上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第34から日程第36までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第42号「平成24年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時51分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第43号「平成24年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時52分〉

○副議長(橋本 健議員) 次に、議案第44号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)

について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時52分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○副議長(橋本 健議員) 日程第37、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては指名推選委員会を設置し、付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」、選挙管理委員会委員及び補充員の指名は指名推選委員会に付託されておりましたので、去る3月14日に委員会を開き、選挙管理委員会委員及び補充員の指名者を決定いたしましたので、報告します。

選考基準としまして、地域割り、性別、年齢等を考慮した執行部からの推選案をもとに審査を行いました。

審査において推選案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております指名結果表のとおり、選挙管理委員会委員に、青柳良輔氏、小野隆弘氏、中村美佐子氏、本岡健一氏、補充員に津田秀司氏、古城戸茂樹氏、白石純一氏、土師節子氏を指名することで全員一致で決定いたしております。

また、補充員の委員への補充順序は、結果表に記載されている順序によるものといたします。

以上で報告を終わります。

○副議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

指名推選委員会において指名された方を当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、指名推選委員会において指名された方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

改めて当選人を報告いたします。

太宰府市選挙管理委員会委員に、青柳良輔氏、小野隆弘氏、中村美佐子氏、本岡健一氏、補充員に第1位、津田秀司氏、第2位、古城戸茂樹氏、第3位、白石純一氏、第4位、土師節子氏。

以上のとおり決定いたしました。

なお、当選人には会議規則第31条第2項の規定により別途文書で告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○副議長(橋本 健議員) 日程第38、発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番(福廣和美議員) 「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任することとされたための改正を行うものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

○副議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 請願第1号 総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願

○副議長(橋本 健議員) 日程第39、請願第1号「総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号「総合体育館建設に関し市民への説明会開催を求める請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

紹介議員となっている委員からは、本請願はマスコミ等では先行して情報があっている中で、市民には情報が不足しており、市執行部と議会に対してそれぞれに説明会の早期開催を求めるものであるとの補足説明がありました。

質疑はなく、請願に対する意見、討論もなく、採決の結果、請願第1号は委員多数の賛成で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願については、執行部へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを委員会において決定しております。

以上で報告を終わります。

○副議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

8番原田久美子議員。

○8番(原田久美子議員) 今の委員長報告について2点質疑いたします。

1点目は、総務文教常任委員会は委員長は門田直樹委員長ですが、委員長みずからこの請願の紹介議員になられています。そこで、いつどのような理由で紹介議員になられたかという質

問は委員会の中でなかったかあったかご回答ください。

それから2点目は、請願の文書の中に市民の意向を確かめた後、事業の推進がなされることと記載されていますけれども、議員は市民から負託を受けた代表であります。なぜ市民が先なのか、まずは議会で説明を受け、体育館建設特別委員会の中で十分議論をして市民に説明や意見を聞くことからでも、それからでもいいのではないかといった意見は委員会の中では出なかったのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（橋本 健議員） 総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） まず1点目ですが、私がこの受けた理由についての質疑があった記憶はありません。私が受けた理由というのは、この請願者の考えに近い立場であるということも考えられます。

2点目のなぜ市民が先なのかということにはちょっと質問そのものが少し驚いているのですが、そもそも我々は白紙委任を受けたわけでないとは私は考えます。4年に一度の選挙で選ばれるわけですが、いわゆる市民、議会、執行部、あるいは職員等々ですね、あるいは団体、そういったところで情報を共有して、そして白日のもとにですね、情報を共有しながら進めていく。ましてや今回の総合体育館建設というものは市にとって大きな事業ですね。大変なお金がかかります。そして、それを将来にわたって返済していかなければならない。そういったこの重大なことをもちろん決定するのはこの議会です。しかしながら、その決定に至る過程に関しては市民と共有して進めていくべきだと、そのように考えます。

以上です。

○副議長（橋本 健議員） よろしいでしょうか。

質疑はあったかなかったかの回答だけでよろしかったです。

よろしいですね。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○副議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○副議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成7名、反対9名 午後0時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第40 請願第2号 太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書**

○副議長（橋本 健議員） 日程第40、請願第2号「太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第2号「太宰府市の学校図書司書配置に関する請願書」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

委員からは、請願内容を審査するに当たり、必要があるとして、新年度予算に計上されている小学校の学校図書司書の雇用時間数について執行部へ事実確認がなされ、1日おおむね5時間を想定し、またその時間帯は指定ではなく、ある程度幅を持たせるとの説明を受けました。

次に、討論では、市内全ての小・中学校に専任の学校図書司書が配置され、子どもたちが一生の中でよい本に出会える機会をつくるためにサポートしてほしいとの賛成討論が1件なされました。

その後、別委員より、学校図書司書の配置については中学校にはないが、小学校には新年度配置されることになっている。請願を出される前の状況と変わってきているので、継続審査とし、6月議会までにははっきりとしてから採択すべきであるとして、継続審査を求める動議が提出されたため、本請願を継続審査とする動議を議題として採択を行いました。賛成少数により継続審査とする動議は否決されました。

引き続き行った討論では、中学校という非常に微妙な年代に図書館がふだん閉鎖されているということは、本に触れる機会が激減してしまう。司書という専門知識を持って子どもに応じた選書ができるということで、授業との連携、図書館登校なども可能になるとする賛成討論、継続審査の動議を出された委員の意見と同じ気持ちであったが、学校図書司書を中学校まで全校に配置してほしいという観点から、一日も早くこの請願を通して次に進むべきとする賛成討論、小学校で活字になれてきた子どもたちが中学校ではいつも図書室があいていないということになると活字離れが進んでいくと思われるとする賛成討論、以上3件の賛成討論の追加がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号については委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願については執行部へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを委員会において決定しております。

以上で報告を終わります。

○副議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

(採択 賛成16名、反対0名 午後0時06分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 意見書第1号 「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書書

○副議長(橋本 健議員) 日程第41、意見書第1号「「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[13番 門田直樹議員 登壇]

○13番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第1号「「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員から、この意見書は昨年6月に成立した「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく早期具体的な対応策について、新政権に遅滞なく実施を求めるものであり、意見書の可決及び関係機関への提出を重ねてお願いしたいとの補足説明を受けました。

委員から、質疑、意見、討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○副議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○副議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午後0時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議員の派遣について

○副議長(橋本 健議員) 日程第42、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 閉会中の継続調査申し出について

○副議長(橋本 健議員) 日程第43、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

ここで13時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○副議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長大田勝義議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

ここで「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1、「議長の辞職について」を議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（橋本 健議員） まず、事務局長に辞職願を朗読させます。

お願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤廣之） 辞職願。このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。平成25年3月19日。太宰府市議会副議長橋本健様。太宰府市議会議長大田勝義。

以上です。

○副議長（橋本 健議員） お諮りします。

大田勝義議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、大田勝義議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

ここで「議長の選挙について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第2、「議長の選挙について」を議題とし、選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（橋本 健議員） ここで理事者側の退席を求めます。

（理事者退席）

○副議長（橋本 健議員） お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば選挙の方法は投票によることとなります。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 今、投票というお声をいただきましたので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(橋本 健議員) ただいまの出席議員は17名です。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番陶山良尚議員及び2番神武綾議員を指名します。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長(橋本 健議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

それでは、よろしくをお願いします。

(局長点呼、投票)

○副議長(橋本 健議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(橋本 健議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1番陶山良尚議員及び2番神武綾議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(橋本 健議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

橋本 健議員 10票

福廣和美議員 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、私橋本健が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(橋本 健議員) ただいま議長に私橋本健が当選いたしましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

ここで皆様から時間をいただきまして議長当選承諾及び挨拶を述べさせていただきたいと思  
います。

[議長 橋本健議員 登壇]

○議長(橋本 健議員) 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび多くの議員の皆様からのご推挙を賜り、議長の要職に就任することになりまして身  
に余る光栄でございます。衷心より感謝申し上げますとともに、責務の重大さを改めて痛感し  
ております。

今後、皆様のご支援、ご協力をいただきながら円滑な議会運営を努力してまいる所存であり  
ますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長(橋本 健議員) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時41分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長の選挙に伴い、ここで「議席の変更について」を日程に追加し、議題とすることにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、「議席の変更について」を日程に追加し、追加日程第3、「議席の変更について」
を議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 議席の変更について

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、ただいま配付しました議席表のとおり議席を変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、議席表のとおり議席を変更することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長が議長に当選し、議長就任を承諾しましたので、副議長が欠員となりました。お諮りします。

ここで「副議長の選挙について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙について

○議長(橋本 健議員) ここで「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第4、「副議長の選挙について」を議題とし、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいまの出席議員は17名です。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番上疆議員及び4番芦刈茂議員を指名します。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(橋本 健議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

これから事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

(局長点呼、投票)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

3番上疆議員及び4番芦刈茂議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(橋本 健議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

藤井雅之議員 9票

渡邊美穂議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、藤井雅之議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(橋本 健議員) ただいま副議長に当選されました藤井雅之議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで確認のため藤井雅之議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いします。

藤井雅之副議長、演壇のほうへどうぞ。

[7番 藤井雅之議員 登壇]

○7番(藤井雅之議員) ただ驚いています。副議長就任に際しまして、このたび議員各位のご推挙によりまして選ばれましたことは、この上なく光栄なことであります。

橋本議長を補佐し、議会が公正に、円滑に運営されますよう誠心誠意努力したいと思えます。皆様の絶大なご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長、副議長選挙に伴い、お手元に配付しております追加議事日程のとおり日程第5、「議会運営委員会委員の選任について」、日程第6、「議会広報特別委員会委員の選任について」及び日程第7、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第5から日程第7までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 追加日程第5、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議会運営委員会委員に

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 陶 山 良 尚 議員  | 2番 神 武 綾 議員    |
| 3番 上 疆 議員      | 8番 原 田 久美子 議員  |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員  | 12番 門 田 直 樹 議員 |
| 13番 小 柳 道 枝 議員 | 15番 佐 伯 修 議員   |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 福 廣 和 美 議員 |

をそれぞれを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました各議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩し、休憩中議会運営委員会を開いていただき、副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後3時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長互選の結果を報告します。

議会運営委員会の副委員長に陶山良尚議員が決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（橋本 健議員） 追加日程第6、「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、

議会広報特別委員会委員に

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 陶山良尚議員  | 2番 神武綾議員   |
| 4番 芦刈茂議員   | 5番 小畠真由美議員 |
| 6番 長谷川公成議員 | 7番 藤井雅之議員  |
| 17番 福廣和美議員 |            |

をそれぞれを指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました各議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長（橋本 健議員） 次に、追加日程第7、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題とします。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員である大田勝義議員から組合議会議長宛て辞職願が提出されたことに伴い、欠員が生じました。

よって、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に私橋本健を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました私橋本健を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私橋本健が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選しました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選した議員に会議規則第31条第2項の規定によって、告知をします。

当選した私橋本健は承諾いたします。

暫時休憩して理事者に議場に入ってください。

じゃあ、暫時休憩して35分から再開いたします。

休憩 午後3時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時30分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これもちまして平成25年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成25年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後 3 時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成25年3月31日

太宰府市議会議長 大 田 勝 義

太宰府市議会副議長 橋 本 健  
太宰府市議会新議長

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 上 疆